

社会体制と社会保障

北川 隆吉

I

われわれの周辺に、往々にしてみられる見解の——社会的現象の解明の上で——主要なものの一つに、通称〈基底体制還元的思考〉とよばれるものがある。それには、いくつかの暗黙の承認、前提がよこたわっている。すなわち、(1)歴史が一定の段階をたどって発展すると考える社会発展の法則の承認、(2)段階的發展にともなつて社会は質的、価値的に向上すると考え、(3)その発展＝体制的変革の動因は主要には、経済的要因、土台の変化にあるとする考え方などがそれである。これらの前提をよしんば承認するとしても、基底体制還元的思考とよばれるものは、個々の社会的現象が、基底をなす社会体制との間にいかなる内的相互関連をもっているか、また基底的要因が諸現象を規定している範囲は一体どこまでであるのかについて、きわめて粗雑な解明しかなしえていないといった点で、その弱点を指摘されている。また個々の現象、およびその現象の実質的担い手である人間の恣意性やあるいは広い意味での思想の相対的独自性を否定している点などで、機械論的思考におちいる危険性をもつものとして排除されている。

あらためてふれるまでもないが、本稿で考察しようとする場合の社会体制とは、いわゆる social system 論などとしておもに社会学で論じられている社会体系論の吟味ではなく、具体的には資本主義、社会主義としてとらえられている社会構成の原理に基いた区分に従ったものである。当面の必要なかぎりでの限定を行うならば、基底体制還元的思考とは、資本主義社会における社会現象、事象は、根元的にはいかなるものといえどもそれは資本制生産様式の構造に還元され、その社会のもつ基本的構成原理である階級的な性格、内容をもつ

ものとされるということになる。一定の学説や理論もまたその研究者、理論家の生得的階級的位置や、おかれた階級的位置によってその実質が規定され、論議・理論の内容もその階級的立場、志向、役割に基いて一面的に評価されることになる。そこで、かかる思考の方法から生み出されるのは、一定の価値観の優位性の強調であり、心情(的)論理が先行し、批判はつねにイデオロギー的批判の性格をつよくおびる。そのことは、事態、事物の具体的、現実的な運動の過程を十分に追求することをせず、そこにふくまれる問題を捨象し、その解決をきわめて簡単に体制的変革に求めることになる。きわめて単純化し、ややカルカチュアライズしていえば、一定の社会体制における現象は、すべて灰色であり、体制変革の達成とともに、一挙にバラ色の事態が生ずるといった類の思考へつながることにもなりかねない。本稿のテーマとかわらせてみれば、資本主義社会におけるあらゆる努力は、つねに限界をもっているものであり、さらに極端にいえば支配階級奉仕のものであって、意味をもたないものであるということにさえる。そこでは、のこる道は、社会体制の変革のみということに、論理上も実態上もならざるを得ない。

ここで述べているある種の現に存在している思考方法——研究上の立場・理論とおきかえてもよい——は、以上のように単純化されることによって批判されてきた。また、そのようにうけとめられる内容をもっているために、その不十分さ、弱点を拡大されて粗暴な議論として刻印されている。しかし、そうした批判が、資本制社会に存在する問題の隠蔽につながり、無原則的な〈状況主義〉におちいつていることにも目をむけなければならぬ。またイデオロギー性の排除といった主張が、逆に一定のイデオロギー的立場の主張となってい

るというパラドックスを否定することもできない。きわめて限定された〈状況〉での、全体的関連を見ない(あるいは見ようとしない)思考が、安易な自慰と〈技術主義〉につながっている例が、決してすくなくないことを、われわれも日常的に知らされている。現行のものをこれでよしとして、一度承認し正当化すれば、それと同時にたてまえとしてかけられる科学的思考も、理念も未来への展望も一瞬に色あせた形骸に化し、その時、そうした人の関心は機構上、世俗上の〈功績〉の獲得にその中心がむくことになる。かかる一定の循環が、対極に存在している事態も、われわれとしては見落すことができない。

それでは、問題はどこにあると考えればよいのであろうか。基底体制への〈還元〉そのものに問題があるとしても、そこでは二つにわけてそのことがとらえられなくてはならない。すなわちその一つは諸現象を一定の社会体制、その構造とむすびつけ関連させてとらえることの当否それ自体と、二つにはそのむすびつけ方が正しいか否かの問題にわかれる。この点についていうならば、ここでの細い議論はともかくとして、社会体制、社会構造との関連、とりわけ階級社会における階級の存在を無視して、社会現象の解明は行いえないというのは、もはや今日では社会科学上の「常識」といってよいであろう。そうだとするならば、問題の焦点は、もっぱら後者とかがわってくる。つまり、事象の分析の上で、階級とのかかわらせ方をいかに行うか、それを第一義的要因としてみとめるかいなかにかかわってくる。あるいは、それを前提として、さらにいかなる要因を加味し、媒介項をもとめるかにかかわってくる。また階級社会のもつ様相が、歴史的に変化し、それに基いてなんらかの新しい要素をくわえなければならぬとすれば、それがなんであるかを明らかにすることなどでなくてはなるまい。こうした諸点をふくむ吟味が精密に行われることによって、はじめて一般的、通俗的でない積極的批判が成立しうることになる。

これとは逆に論点をかえていえば、現状肯定的な意見、体制論の視点をうしなっている見解にた

いして、社会体制の意味を重視する立場にたつならば、まずその個々の現象との関連を正しく科学的に、実態的・実証的に明らかにしていかななくてはならない。このことは当然のことであるが、すべての基礎といってよい。そしてそこで生ずるであろう価値認識の問題、いかなる点でどのように一定の社会体制の下ではそれが人間にとって不条理であり、非人間的なものであるかが、またそれをこえた社会体制が何故に価値的に高いのかを、アプリオリにではなく実態をふまえて明らかにしなければならない。おそらくほとんどの人々によってみとめられている一定の理念や正義が、現実の社会制度、権利として実態化していく過程がいかなるものであるかが問われ、明らかにされなくてはならない。目標が当為の形でかけられるだけではなく、それにいたる過程とそれにいたらざるを得ない必然性を論理的にも、実態的にも明らかにされることがなければ、人々をして納得せしめることにはなりえない。もしそれがなされないならば、問題、論点のすりかえが行われているといった印象しか人々にあたえないことになる。いうまでもないが、批判が単なる批判におわっているかぎりでは、発展もないし、他の人々をして新しい行動・方向へとおもむかせる力とはなり得まい。たかだか、心情レベルにおける不平、不満をその理論、主張に仮託して自己の行動を合理化するか、本来的でない問題、論点に位相をうつして、議論のための議論を展開するにすぎなくさせる。したがって、そこでは具体的、日常的な行動にたいする指針をあたえることができず、空疎な〈大理論〉の開陳が行われているにすぎないようにみえる。そうではなくて、人間・社会にとって何がもとめられなければならず、それは何故であるのかを、現実の具体的分析をとおして明らかにし、そこに存在する矛盾や弱点を、いかにしてあらため、除去していくかの途を現実的に提示していくことでなくてはなるまい。

とかく社会体制をめぐる論議は、それが社会的諸現象にたいして、基底的な規定性あるいは規制力をもっているために、そのことのみが強調される傾向がつよく、その規定性(力)をいかにし

て変化せしめていくのが正しく論じられることが少くなる危険性がつよい。言葉をかえていえば、その規定性をうけて現実に存在し、その上にたって日常的な営為・行動を行っている者の視点からの発想としてでなく、いわば外在的な位置から問題がとりあげられることにもなる。だから変革が一般的な教説としては承認されずとしても、それが具体的な指針とはなりえないものとされる場合が多くなる。ときには体制の変革のみが、故意に強調されて単なる空論として社会体制がはらむ基本的問題の論議がしりぞけられる場合も多い。問題は、あるべき姿にちかづくために、いかなる社会体制がより有効な体制であるのか、またいかにそれが可能となるのかといった現実的・機能的な視点から解明されることであり、それがより現実的で説得的な方法であるといわなければならない。そして、理想とされ目標とされる社会体制においても、坦々とそれが達成されるのではなく、多くの試行錯誤や、十分な展開をはばんでいる要因についても明らかにし、しかもそれがよりよい形で解決されていく可能性と現実性（具体的な結果）をもっていることが、明示されなくてはならぬ。もしそうでなければ、きわめて完結的、固定的にししか現実をとらえることにしかならず、単なる理念的論議の展開におわることになる。とりわけ、社会保障といったとき、きわめてアクチュアルな問題をとりあつかったときには、この議論は鋭く対立することになり、科学的思考のレベルをはなれて、心情的、世界観上の問題にすりかわってしまう。そして奇妙なことに、具体的な社会保障の必要性の意味、現行の諸事実までもが、全面的に否定されなければならぬといった、非現実的帰結におちいってしまうことにさえなってしまう。こうした議論の在りかたは、何よりも慎まねばならぬ。

II

ところで、社会保障、社会福祉といった問題が——それぞれの具体的な制度、行われている施策についてとはともかくとして、それぞれの概念そのものについては、必ずしもこれまで十分に論議され

十分に限定されているとはおもわれない。ここで、そのことを行っている余裕もないので、それは一応おくことになる。それゆえ、やや曖昧なままにはあるがこれらの言葉を使用していくことになるが——、取り上げられるにいたったのは、あらためていうまでもないが、国民の経済的、生活的向上をめざし、そのために国家・公共の団体が、なんらかの施策と誘導を行うところにある。しかし、より根底的にいえば、富の配分の平等、貧困の存在の除去、差別の廃止などが、もとめられてきたことによっている。その場合に、次のことが注目されなくてはならぬ。その一つは、貧困、差別などの問題が、個人的、生得的なものでなく、〈社会的〉なものとして、社会的要因に基くものとしてとらえられてくるに至ったことである。もとより、それがみとめられることだけにでも、きわめて長い歳月がついやされ、はげしいたたかいがくりひろげられてきた。しかしいまでは、個人的資質にかかわる点を否定するものもないが、同時により多く社会的要因によって、いわゆる社会問題として、それらのことがひきおこされているという一般的承認が存在している。第2には、そのことと関連して、そうした問題の解決もまた社会的問題であり、個人の枠をこえたものでなければならぬとする考え方に支えられるようになったことである。そこから一方で個々人がその解決に、直接あるいは間接に参加すること、他方では公共の諸機関、その頂点としての国家がその解決に直接あたること、この二つの意味で、社会的なレベルで問題の処理にあたることが必要であり、妥当なものとなることになった。さらに第3には、それらのことを社会的に認め、解決していくための制度的保障をあたえていくこと、それをうけることが社会的な〈権利〉としてみとめられることとなってきた。よりいえば〈生存権〉の確保が、階層、性別、職業などの相違をこえて平等にみとめられるべきであるとする考え方を培ってきたわけである。逆にいえば、〈自由な〉競争とそれに基づく最悪事態への転落の抑止を、社会的に行ってきた過程であったともいえる。

これらのことは、慈恵的、恩恵的な「上から」

の活動、恤救事業と、社会保障、社会福祉などが決定的、質的に異ったものであることを示している。事実関係としていえば、それらの間に連続が存在しているし、今日といえども両者が併存していることはありうるが、両者は全く異質のものといわざるを得ない。歴史の発展にそっていても、段階的な相違が存在していることは明らかである。

このことを、さらに異った視点からみていくならば、人間の〈平等〉の理念が実態として確立することであったともいえる。そして、その理念が市民社会における主要な達成目標としてかけられながら、現実には果され得ないままであることにたいして、その原因を明らかにしつつ、追求されてきたわけである。そのことの上で、重要なことは、不平等をしいられている人々の、自発的、自主的な集合的社会的行動が、その現実化を促進するもっとも大きな要素となってきたことである。しかもそれが、不平等、貧困に関する解釈を、社会構造の分析にまでいたらしめ、その修正、矯正を人為的に行わしめるところにまでおよんでいったのである。その点で、そこには、理想主義的、人道主義的、倫理主義的なものから、社会構造の視点、具体的政策論的方向への発展がよみとれる。しかし、これは、一方が他方によってとってかわるのではなく、政策的、現実的措置の展開、理念の実態化・現実化の発展とともに、あらためて当初の理想、理念が確認されなおし、そこにたちかえらざるを得ないといった性格のものであり、一方を認識の問題、他方を組織的処理の問題とするならば、あらゆる社会現象、運動がそうであるように、両者の統一、結合がつねに自覚化されなければならないといった種類のことである。それは、社会保障を要求する側においても、それを実施する側においても同様のことであって、社会的現象に完結がありえないごとく、基本的理念へたちかえることなしに、すでに達成され、現実化しているものの無条件的肯定をもってよしとするならば、そこには停滞か、後退しかありえない。一定の政策が、一定階級の恣意、権力の便宜によってすすめられるべきでなく、現実の社会構造とは相対的に独自の真理、理念によって〈人権〉の

名においてすすめられるべきことを明らかにしたのが、まさに市民社会の歴史的遺産であり、成果である。その基本的理念の実現化の上に、社会保障、社会福祉があることを前提的にみとめなくてはならないし、例えばフェビアン協会流の一定の理想を、単なる観念的遊戯とみたり、全面的に否定することのみに終ってはならない。そこから汲み出すべき教訓と遺産の、より鋭い発展こそが何より重要な問題なのである。

そして、さらにこのことをささえる要件としていくつかのことがあげられる。その一つは、K. マンハイムも指摘しているように、歴史的にみれば、大衆民主制の滲透、確立があり、政治哲学、政治制度としての民主主義の勝利と一般化である。民主主義が一定の政治哲学として真に確立されてきたのは、ここ半世紀から1世紀の間であり、そのためにはきわめて多くの努力があり、尊い人間の血を流して現実化してきたのである。これは、人間の不平等、人間の人間による差別などを除去していくために、説得という方法によって、人々の正しい政治的参加をもってそれを実行していく方向を確立したことである。それが政治制度として確立されるにいたったことは、貧困や差別を社会的、政治的問題として取り上げる道をひらいていったことになる。つまり、大衆——体制外的存在であった——の自発的政治参加の可能性と現実性が、さきにのべたごとき社会保障、福祉におけるとりくみの価値の転換をひきだし、それが平行して生起していることは重要である。一定の新たな社会的価値、認識の発見と拡大は、それを支える現実的な社会的勢力の増大とかかわっているからである。そのことによって、政策あるいは体制からいわばその対象の外におかれていた多数の人々の政治的参加は、自己の要求としてもその種の問題を取り上げることを可能にするわけであるから、より一層の社会的ひろがりをもたざるを得なくなる。

かかる状況は根元的には、工業化の伸展にともなう社会構造、社会構成の変化に起因していることは明らかなことである。換言すれば多数の賃労働者の出現が、私的な限定された範囲での相互扶助活動を、公的な国家範囲にまで拡大することに

なる。ウェッブ夫妻の労働組合運動史が明らかにしているように、労働者間における相互扶助組織の崩壊、古い労働組織、体系に基く利益擁護の方法が、新しい労働組合組織の出現をうみ、ナショナルなスケールへの発展と拡大をうむことになるのである。これは、イギリスにおけるのみならず、それぞれの国での相違はありながらも、ほぼ同様の本質をもちながら各国で展開していくことになる。こうした社会的状況の変化が、一層さきへのべたような理念の実態化を促進していくことになるわけである。と同時に、工業化の伸展は、さらにいま一つの傾向を導き出す。それは自然的条件に基く産業と異って、工業が計算・予測可能性を増大させることになる。とりわけ機械制大工業制の確立にともなう、人為的・操作的な局面は拡大することとなる。それに基づいて、社会的計画の樹立が、従来にくらべて容易なものとなるのである。もちろんそれを行うにあたっては、資本主義社会においては自由と国家的干渉の問題をめぐって、複雑な問題をひきだすが、しかし論理的には計測、予測は可能となるわけであり、すでに現実的にもそれは行われてきているといつてよい。そしてそれにつれて、社会科学の諸分野においても、計量化による現実の問題処理の能力が要求され、またこれにみあったものに変質してきた。政策科学といった用語の出現も、かかる状況に規定されているわけである。これは、計量化を可能とする現実生活における等質化、平準化現象の進行を前提とし、逆にまたそれが平準化への要求をつよめさせることになる。

以上のごとき事情が歴史的事実として明確にたちあらわれてくるのは、1920年代以後のことであり、社会保障や社会福祉が制度的にも確立をしてくるのもこの時期からといつてよい。ただし、これらのことは、資本主義内部の固有の展開によっているのではなく、社会主義の成立といういわば外的要因によって規定されている点もみおとしてはなるまい。社会主義の確立と、資本主義の伸展が新たな状況を導き出し、資本主義内部における変化をよびおこしてきたからである。私企業への国家の干渉、介入によって、政策的誘導が行われ、

それに基づいて、体制的維持がはかられることとなった。この面から、社会保障・福祉への関心が増大し、対策が進展したことは否定できない。つまり、社会保障の整備がすぐれて〈政治的〉性格をおびてくるにいたる。ドイツ型社会政策が、資本主義化の労働力保護政策を根幹としてきたのに対して、社会保障とよばれる諸制度の確立は、より体制保全的性格をもっているともいえる。この点をとらえて社会保障の階級的 성격が論ぜられることになるが、いわば「上から」の施策としてのみ社会保障を規定することは、歴史的展開からみても、やや一面的解釈にすぎるといってよからう。

III

社会的計画への志向は、1920年代以後にいたって、社会体制の相違にかかわらず生じてきた思想である。これが、いかに有効かつ適切に行うのかの面から、社会体制の問題をとらえることもできる。それは別の面からみれば、生産と分配をいかにして調和させるかの問題であり、また主要には国家財政の仕組とふかくかかわっているものである。そしてそれは国民経済の総量をいかに拡大していくか、また国民の所得水準、生活の向上をいかにしてたかめていくかの問題である。社会体制の問題は卑俗な意味でなく、日常的な生活の向上と改善が、いかに達成されるかにかかっており、空疎な理念的な教説の問題ではない。しかも、それが平等に、差別なく向上し達成されるかいかかが重要な問題である。社会保障はそれを達成していくための手段として存在しているものであり、そのための〈改良〉的手段と考えてよい。

もとより階級社会においては、私的生産、利潤の追求が根幹をなしている以上、究極的にはこの基本的性格をあらためることができない。そして国家機構そのものが、階級社会維持の装置として存在している以上、その財政措置もまた一定の制約をうけざるを得ないことは明らかである。しかしながら同時に国家の管理機能は、国民的立場において政策を実行せざるをえなくさせられてきている。一定の階級の部分的要求のみをもって、それを優先させることはいまでは不可能にちかかも

のとなっている。それは、労働者階級の要求についていえることである。それらのさまざまな階級、階層の部分的利害関心を、どのように調整し、均衡をはかっていくかに計画の問題があり、それが実質的な利益としてどのように具体化しているかに、社会体制と権力の性格、そのあり方がかかっているといつてよい。

社会保障が根本的に目標としている貧困の除去、不平等・差別の廃止は、もはや歴史的にはそのことが達成されるべき現実的目標となっており、人間の社会生活、まさに「ゆりかご」から「墓場」までの、公的な援助は必要とされるかぎりにおいてなされなくてはならぬものとされてきている。そして、かつてそれが上からの保護であり、恩恵であったのに対して、もはや要求すべき「権利」として認識されてきている。つまり社会的ニードとして、それは社会的に正当性をあたえられてきているのである。要求を提出していくことが、民主的な権利としてみとめられているわけでもある。この権利をいかに自らのものとして行使するかこそが、当面のわが国の状態からすればむしろより重要なこととさえいってよい。ここで詳述することはできないから、いずれ機会をあらためざるを得ないが、わが国のこれまでの社会構造、社会関係に規定されて、国民の社会保障に関する「権利意識」の低さこそが、われわれにとっては現実的な問題としてある。このことが、社会保障の理念がきずつけられ、後退していくような状況におかれても、いわば「上から」のものとして、それに働きかけることをしないで終り、その結果のわるさから、それをただちに社会体制の基本的性格にむすびつけることは、いささか早計にすぎるので

はなかろうか。もとより改良のつみかさねだけでは、真の改革と理想の達成にいたることはできない。しかし、可能なかぎりでの、あたえられている権利の十分な行使、それによる認識の深まりを軽視しては、事態の伸展になんらの役割も果たすことが、できないのではなかろうか。そして、その権利をゆるぎないものとして獲得できるための社会的基盤をうるための、不断的努力をつづけることが肝要なことのように思える。

このことは、社会体制による社会保障の果す役割の相違を考えていく上でも重要であろう。社会体制の変革が、階級的欺瞞性をのぞき得たとしても（得ているのではあるが）、しかしそれが慈恵的なものとして存在しているとすれば、それは社会保障の理念からすれば、後退といわなければならない。おそらく、社会保障の問題は、教育、とくに社会教育とのかかわりにおいて人々が権利意識をつよめ、その権利を拡大していくべきものであろう。そのための行政的処置が、円滑にくまれているということがあれば、それをよりよくする努力をかさね、社会体制の相違によって、他方がよりよい方法をとっているとすれば、その原因と成果とをまなびとることによって、それにちかづく努力をかさねていく以外あるまい。原理的、論理上の問題を、単純に現実には適合させるのではなく、社会保障のごとき人々の日常性と深くかかわっている問題であればあるだけ、それを手がかりとして、民主化と、理念の達成の恒常的営為が必要となるのではあるまいか。しかもそれが将来の社会体制上の問題解決の展望をもって、くりひろげられるとき、その事業は歴史的意味をもっているといえるのである。